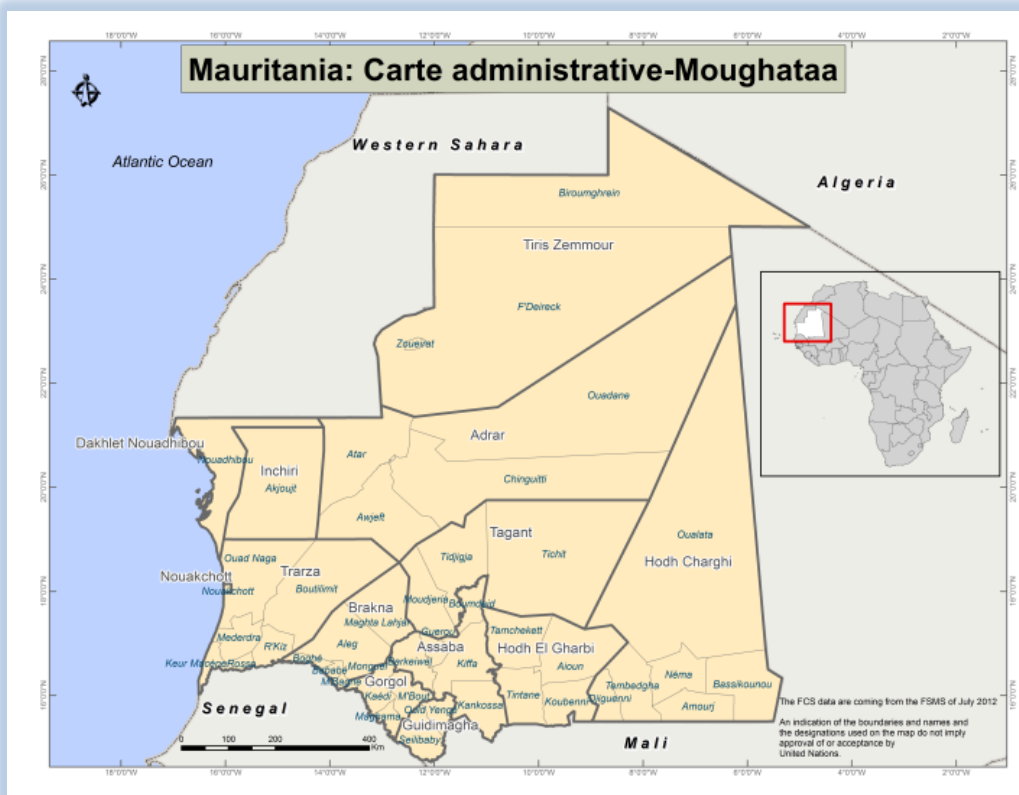


モーリタニア概況

令和5年6月

在モーリタニア大使館



緑: 国教としてのイスラム教
月と星: イスラムのシンボル
黄: サハラ砂漠の砂
赤: 国土防衛に捧げられた国民の努力と犠牲

目次

I. 概要	...P.2
II. 政治：内政・外交・二国間関係	...P.3～7
III. 経済	...P.8～14
IV. 投資環境	...P.15～20
Annex	...P.21～25

I. 概要

モーリタニア (Mauritania)

- 地政学的重要性(中東・マグレブ地域/サヘル5か国/西アフリカのブリッジ・交差点)
- 1960年に仏から独立後、独自の国造り
- 公用語: アラビア語 & 各民族語(通用語: 仏語)
- 国内の安定性の理由: 現大統領を支える軍、白モール系による支配構造、テロ・治安問題が最重要課題、国家統合のシンボルとしての穏健イスラム教



モーリタニア人

- 人口: 約480万人(2021年、世銀)
⇒人口増加率: 約3%、25年で倍増
- アラブ系・アフリカ系で構成された国民
 - ・白モール(アラブ・ベルベル人系: 約30%)
 - ・黒モール(旧奴隷階層: 約40%)
 - ・アフリカ系(プラール族、ウォルフ族、ソニンケ族等: 約30%)。
- 白モール系による政財界の支配構造
- 人種で分断された社会構造の中での国造り
- 支配層の白モール系のマイノリティ化が進行する人口動態
- 温厚な国民性。ほぼ100%イスラム教徒

II. 政治 i. 内政(1)

行政府

- ガズワニ大統領:2019年8月～(任期5年)。
- ビラール首相:2020年8月～。黒モール出身。
- 31省庁:閣僚・政府の政策の実施能力に課題。部族・縁故に拠らぬ人材登用・能力主義が必要か。

国民議会

- 任期5年(解散あり、直接選挙)
- 一院制 (2017年:上院廃止) 176議席
- 2023年5月に国民議会・州議会・市町村議会選挙を同時実施。与党インサーフ(公正)党が圧勝。
 - インサーフ:107議席(103議席→107議席)
 - 連立与党:42議席(17議席→42議席)
 - 最大野党タワースル:11議席(14議席→11議席)
 - その他野党:23議席

軍・治安 ⇒ 2011年2月以降、国内でのテロ攻撃なし。

- テロとの戦いは引き続きガズワニ政権の最重要課題の一つ:「平和と安定なくして開発なし」。
- 「テロの防波堤」:サヘル諸国では唯一テロが発生していない国→サヘル諸国の最後の砦
- 国境等の警備の強化による治安の維持
 - モーリタニア空軍による上空監視 / 対テロ軍特殊部隊の国境地帯等の要所への配置 / 46か所の国境検問所の設置 / 主要幹線道路検問所の設置 / 不審者の通報等による住民の協力。
- ただし、欧州を目指すアフリカ諸国からの経済移民の流入は犯罪等の社会不安を助長する懸念材料。
- 2023年3月5日夜にヌアクショット市内からテロリスト4名が脱獄(看守2名殺害)。11日北部アタール市南方の砂漠地帯で対テロ特殊部隊と憲兵隊により無害化。当局は約1週間にわたり携帯通信ネットワークを遮断したが、外出禁止令等の規制はなし。

II. 政治 i. 内政(2)

ガズワニ政権(2019/8/1～) 任期5年(次回大統領選挙は2024年6月の予定)。

- 元軍人(参謀総長)。2012年～2018年:国軍参謀総長、2018年～2019年:国防大臣
当地のスーフィー教団の指導者の家系。国民から一定の尊敬。
- 2023年、国民議会選挙で与党は大勝⇒次回大統領選挙の勝利の可能性が高い。



ガズワニ大統領

政権の評価

- 国民対話の実現⇒野党等との政治対話の準備会合を設置するも、2022年6月に開催の無期限延期を発表。再開は2024年の大統領選挙以降か。
- 社会正義・国内格差の是正
⇒「国家連帯及び疎外との闘いのための機関(Taazour)」創設。貧窮世帯への現金給付や食糧を配布。
- 教育改革
 - 国家教育委員会を設置。
 - 6千人の教員を雇用、教員不足を解消へ。給与も増額。
 - 不足している5千教室の内、2千を建設中。
 - 教育改革法案を制定。アラビア語、各民族語による教育を強化。
 - 「共和国学校」制度により、小学校1年生は全て公立校でアラビア語のみの授業の履修が義務化。教育格差の是正を目指す。
- モーリタニア鉄鋼公社(SNIM)の生産量増加。
- IMFによるモーリタニアの対外債務リスク評価は高リスクから中リスクへ(2023年2月)
⇒大統領は隔たりなく国民の声に耳を傾けるが、各行政府の実施能力の欠如もあり、成果が見えないとの不満の声。他方、野党の脆弱さから不満の声が政権交代に繋がる機運はない。

政権の主な課題

- 経済
 - 投資環境整備に対する政府の政策立案・実施能力の欠如
⇒外国企業の投資誘致に苦慮
 - 一次産品(鉱物資源、魚等)の輸出に依存した産業構造と脆弱な製造業
 - 人材育成と雇用創出の遅れ
- 漁業・牧畜・農業
 - 違法漁業の取締・海上監視・対策
 - 一層の水産加工業の育成と付加価値化
 - 干魃による牧畜・農業の疲弊
- 汚職・行政の政策立案・実施能力
 - 行政の腐敗・不作為に対する対策
 - 部族・縁故によらない能力主義・競争原理の導入
- 人種間の機会平等の確保
 - 閣僚・政府要職等人事への人種配分の配慮⇒未だ不十分
- 更なる教育改革及び貧富の格差の緩和

II. 政治 ii. 外交(1)

●全方位外交 ⇒ 敵対国なし:有事の際の地域の balanサー

- マグレブ連合 (AMU)
- アラブ連盟 (AL)
- アフリカ連合 (AU)
- ECOWASと協力協定 (2017年)
- G5サヘル (2014年)
- NATOとのパートナー関係 (1995年)

●G5サヘル:設立を主導 (ヌアクショット・プロセス)

- 首都ヌアクショットに執行事務局 (2014年)
- G5サヘル防衛学校を誘致
- 仏主導の「サヘルのための国際的連合 (コアリション)」にも積極的関与

●マリ暫定政権によるG5サヘル脱退の決定の翻意や、ECOWAS・マリ間の仲介等サヘル地域の安定の維持に向けた善隣外交を展開

●モロッコ・アルジェリア関係の仲裁に意欲

●西サハラ問題:1979年以降、積極的中立主義 (1984年に西サハラを国家承認)

●ロシアによるウクライナ侵攻は国連憲章に反するものとの立場

II. 政治 ii. 外交(2):(G5サヘル)



G5サヘル = サヘル地域の平和と安定イニシアティブ (2014年創設)

●主要目標: ①治安維持、②基礎インフラ整備、③レジリエンス強化、④ガバナンス強化。

●歴史:

- 2013年: アブデル・アジズ大統領(当時)、サヘル及びサブサハラ・アフリカ地域11か国の治安協力を推進するためのヌアクショット・プロセスを提唱。同プロセスに基づき、「G5サヘル」設立。
- 2015年: 「G5サヘル」合同部隊を創設。

サヘル同盟(アライアンス) (2017年創設) EU(仏独)等中心のイニシアティブ

- 2019/6~日本はオブザーバー参加。
- 2020/2: ヌアクショットにて「G5サヘル」首脳会合・第一回「サヘル同盟」閣僚会合を開催。
日本より新美TICAD大使出席。NAPSAを中心とするサヘル地域の平和と安定に対する貢献等、同閣僚会合でスピーチ。

サヘルのための国際的連合(コアリション)(2020年1月創設) 仏 & G5サヘル中心

- 2021/3: 第2回サヘルのための連合閣僚会合(オンライン)。日本は正式メンバー。
日本より鷲尾外務副大臣がNAPSAの下でアフリカ主導の平和構築の取組を後押しする旨のビデオメッセージを発出。

モーリタニアのG5サヘルにおける取組 ⇒ 地域の平和と安定に貢献

- 首都ヌアクショットに常設事務局開設(2014年) ※2018年より「執行事務局」に改名。
- 首都ヌアクショットに「G5サヘル」防衛学校開校(2016年)
- 独自のテロ対策を推進
⇒ 砂漠地帯での戦闘用に訓練された対テロ特殊部隊及びノマド部隊を砂漠地帯の国境周辺に配備等。

II. 政治 iii. 日・モーリタニア関係



外交関係 1960年樹立

- 1989年：在京モーリタニア大使館開館
- 2009年12月1日：在モーリタニア日本国大使館開館

●開発協力 1970年代～

- 国別開発協力方針の3つの柱

漁業

貧困削減 & 都市開発

平和と安定

- JICA事務所はセネガル
- 日本からの要人訪問
 - 伊藤外務大臣政務官(2006)
 - 浜田外務大臣政務官(総理特使：2007)
 - 菊田外務大臣政務官(2011)
 - 北村誠吾総理特使(日「モ」友好議員連盟幹事長：2014)
 - 佐藤外務副大臣(2019/2)
- 最近のモーリタニアからの要人訪問
 - ラムモーリタニア投資促進庁(APIM)長官(2022年12月)
 - マイーフ漁業大臣(2023年1月)
 - カーン経済大臣(2023年1月)
- 2016年：日本・モーリタニア議連設立
- 2020年12月：モーリタニア・日本友好議連再編。

モーリタニアの日本に対する姿勢

- 親日的。国際場裡では日本の立場を支持。モーリタニア漁業の生みの親としての日本。
 - 歴史的な開発協力と戦後の日本の近代化に関心
- 増大する欧米、中東、モロッコ、中国の経済進出の中で日本企業からの投資促進を強く期待。
 - 課題：日系企業 → モーリタニアは未知の市場
- モーリタニア経済界 → 日系企業とのビジネス経験の不足。
 - 信頼醸成・相互訪問・マッチングの必要性。

経済関係等

- 当地進出日系企業は2社：車両 & 漁業
- 在留邦人：約20人
- モーリタニア市場に見る日本製品
 - ヤマハ、トーハツ、パナソニック等が現地代理店を通じて自社製品を販売。
 - ⇒特に自動車の日本製品シェア率は非常に高い。
- 日本製品を販売する主な企業
 - ・CMDA社：トヨタ車等
 - CFAO社とモーリタニアMAOAグループとの合併会社
 - ・ヤマハ(MAY Sarl社)：船外機、オイル、関連部品
 - CAN2019(サッカーアフリカネイションズカップ)のモーリタニア・公式スポンサー契約
 - ・トーハツ(TOHATSU Outboards社)：船外機、関連部品
 - ・パナソニック(Mauristore'S社)：家電製品
- 2022年12月、ラムAPIM長官が日本初となる「モーリタニア投資促進セミナー」を開催。



ラム長官による投資セミナーの様子(2022年12月2日)

I. 経済 i. 概略

●人口(480万人)、経済規模(GDP82.3億ドル)は小さいが、一人当たりGDP(2480ドル)、インフレ率約11%、(世銀、2022)。

●厳しい世界情勢にもかかわらず、今後の見通しは良好(GDPは2022:2.4%、2023:5.3%、2024:4.3%、2024:8.7%(2022IMF見通し))。天然ガスと金の輸出が経常収支改善に寄与し、**2023年には赤字が改善される見込み**。

●IMFによる債務持続性分析(DSA)の高リスク(High)から中リスク(moderate)への上方修正。ショックに対応する余裕がある(some space to absorb shocks)との評価。

●主なリスクは、ウクライナ危機継続による食料価格の高騰、GTAガス生産のさらなる遅延、鉄鉱石と金の生産量の低迷、鉄鉱石・金・原油価格の変動、サヘル地域の情勢悪化。

●労働人口のうち、高等教育修了者の割合は近隣国と比較しても高い水準(76%、世銀2017)。ただし、高い失業率(約10%)は、供給労働力を受け止める雇用機会が不十分である証左。

→モーリタニア政府も雇用促進、海外投資の誘致に熱心。2020年末に投資促進庁(APIM)を創設。

●世銀のDoing Businessの全体ランクは低い(152位、2020)。ただし、Starting Business指標(49位)、Enforcing Contracts指標(48位)と高位。手続きの容易さ、起業に係る時間・コストについても高評価。

→投資のためには信頼できる現地パートナーの発掘が重要。

●都市部での電力アクセス率(88.4%)は比較的高い(世銀、アフリカ開発銀行)。2023年末に海底天然ガス(GTA)が生産開始すれば電力事情は更に安定する見込み。

IV. 経済 ii. 政府の経済戦略

モーリタニア政府の経済戦略

●モーリタニア国家開発計画(成長の加速化と繁栄の共有: SCAPP2016-2030)

－ 3本の柱：

①持続的・包括的で強靱な経済成長の促進

- － 内需を満たすことができる富と雇用を創出する部門の育成と強化(特に民間主導とイノベーション)。
- － 持続可能な開発と環境保護及び成長に必要なインフラの確立を通じて、経済・社会の構造改革を実現し、協力で持続可能かつ包括的な成長を促進。

②人的資本と基礎的社会サービスへのアクセス開発

- － 教育と保健の質及びアクセスの向上、最も脆弱な人々のために、特に栄養を決定要因とする病気や疾患への対応を改善し、人々のニーズに対応する社会パートナーの能力を強化し、社会的保護能力を高めることで人的資本と基礎的社会サービスへのアクセスを発展。

③あらゆる側面におけるガバナンスの強化

- － 法の支配と民主主義の強化、社会的結束と公平、安全保障・人権尊重、効率的な経済・財務管理等を通じてあらゆるレベルでのガバナンスの強化。

→ 15年計画を5か年ごとの3期に分けて優先アクションプランを策定。

2016 - 2020

- ・年間経済成長率5%
- ・ビジネス環境の改善及び民間セクターの促進改革などの天然資源開発環境の整備
- ・インフラ整備

2021 - 2025

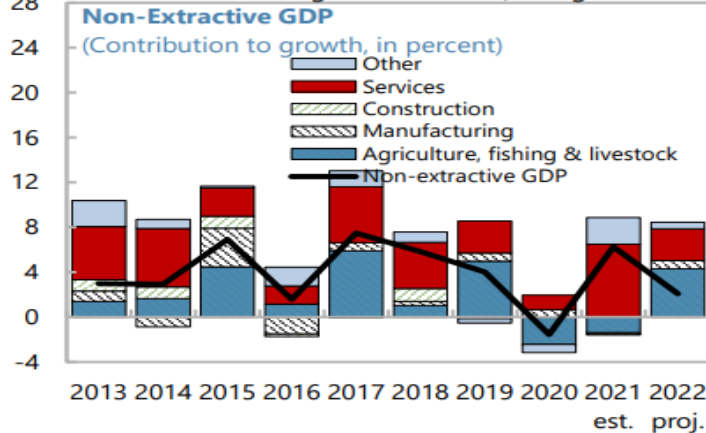
- ・年間経済成長率10%
- ・経済の多様化及び競争力強化
- ・人的資源の強化及び啓発

2026 - 2030

- ・年間経済成長率12%
- ・生産的資本の蓄積を導く、さらに包括的で競争力を持つ経済促進

IV. 経済 iii. 輸出入

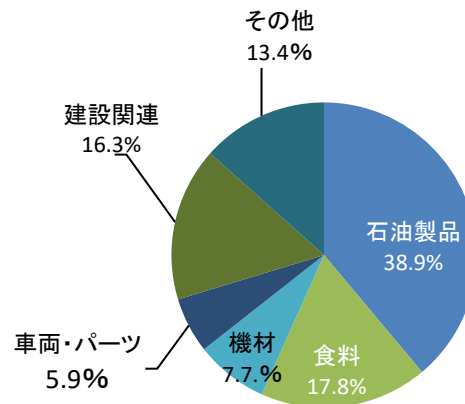
...mainly driven by the recovery in the extractive sector, agriculture and fishing...



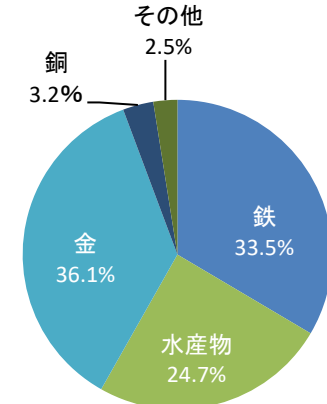
輸出入相手国トップ10
(ANSADE, 2022年第4四半期)

	輸出国	輸入国
1位	中国	スペイン
2位	カナダ	UAE
3位	UAE	日本
4位	スイス	フランス
5位	スペイン	ベルギー
6位	アルジェリア	インドネシア
7位	コートジボワール	ブラジル
8位	イタリア	アメリカ
9位	日本	中国
10位	オーストラリア	マレーシア

輸入品目割合
(ANSADE、2022年第4四半期)



輸出品目割合
(ANSADE、2022年第4四半期)



一次産品輸出に依存した経済構造 ⇒ 製造業の育成が課題

●主な輸出産品は鉄鉱石、金、水産物。

- 鉄鋼石: 2019年、国際市況の好調で大幅に輸出増。
- 水産物: 年間水揚げ量約80万T(輸出額の約30%(2020年))。

⇒タコ輸出の約4割は日本へ。日本のタコ輸入の約4割はモーリタニア(2023年第一四半期は約4,000トンで中国・モロッコを上回る)。モーリタニアは、日本の水産物輸入額第20位(約1,200万円)(農水省統計)

- 金: 増加傾向(2016年は2.8億米ドル、2020年は7.8億米ドル、2025年は9.2億米ドルの見通し)。
- 銅: 減少傾向。2025年には100万米ドルを切る見通し。

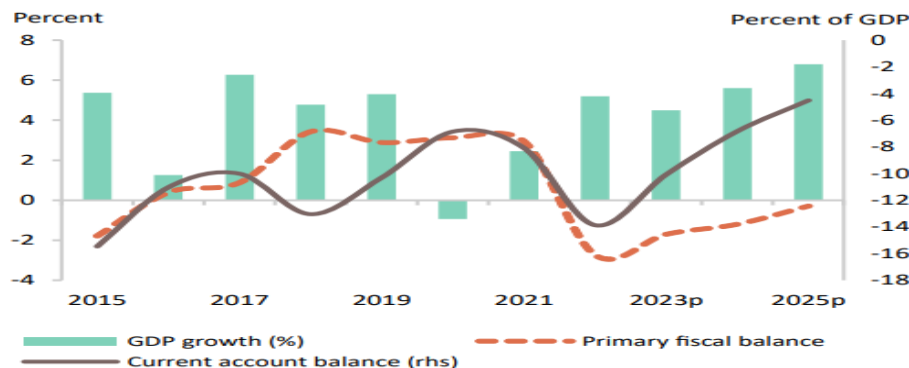
●アジアからの輸入額は日本が1位で全体の11.0%(その他はインドネシア、中国、マレーシア等から輸入)。主な品目は、建設機材、食料、車両関連。

輸出額は中国が全体の24.2%、日本は4.7%(オーストラリア、韓国等へも輸出)(国家統計局2022年第4四半期)。

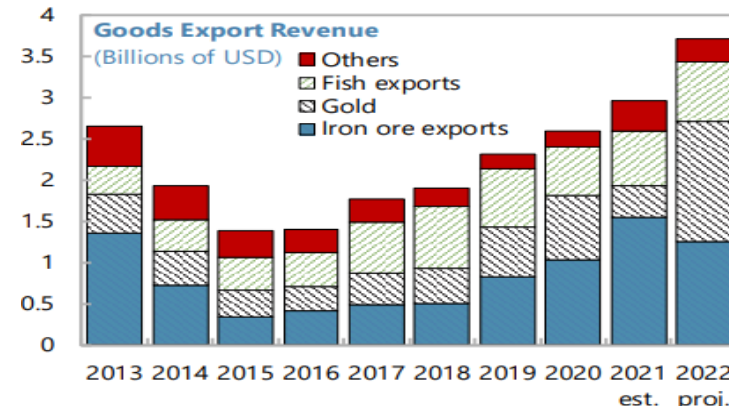
●コロナ・ウクライナ危機を経て、食糧安全保障のためには、ポテンシャルの高い農業、畜産、漁業等の分野の強化の必要性を再認識。

IV. 経済 iv. 今後の見通し

FIGURE 1 Mauritania / Evolution of main macroeconomic indicators



... resulting in a slowdown in iron ore exports...



- 厳しい世界情勢にもかかわらず、今後のモーリタニア経済の見通しは依然として良好。
- 特にモーリタニアが大きく依存している鉄鉱石・金・銅等の鉱物資源の国際価格及び水産物の国際需要・相場及び外的要因に大きく左右。
- 鉄鉱石価格の下落が予測されるため、2023年の全体的な成長率は弱まるが、非採鉱物の成長率は2027年には5%に達し、2028年から2032年には(金生産計画の落ち込みを反映して)平均2.7%に低下。長期的には民間投資の増加に支えられ、3.7%まで持ち直すと予測。
- 鉄鉱石の生産量は2027年までは急速に拡大すると予測され、金生産の更新計画は主要鉱山の寿命が尽きる2028年から急減する見込み。天然ガスと金の輸出が経常収支の改善に寄与し、**2023年には経常収支の赤字が改善する見込み**(IMF)。
- 世界的な商品価格の正常化により、2023年には歳入が減少すると予測されるが、国際・財政収支は2023年末に見込まれるGTAガス田の生産・輸出の開始以降、GDPの0.5%の追加財政をもたらす見込み(IMF)。
- カーン経済・生産部門促進大臣「予測不可能な外生的なショックに弱いのは事実ではあるが、モーリタニア経済の将来については楽観視する理由が十分にある。」(2023年2月11日付Financial Afrik誌独占インタビュー)。
- 主なリスクは、ウクライナ危機継続による食料価格の高騰、GTAガス生産のさらなる遅延、鉄鉱石と金の生産量の低迷、鉄鉱石・金・原油価格の変動、サヘル地域の情勢悪化(IMF)。

IV. 経済 v. 天然資源(海底ガス田)

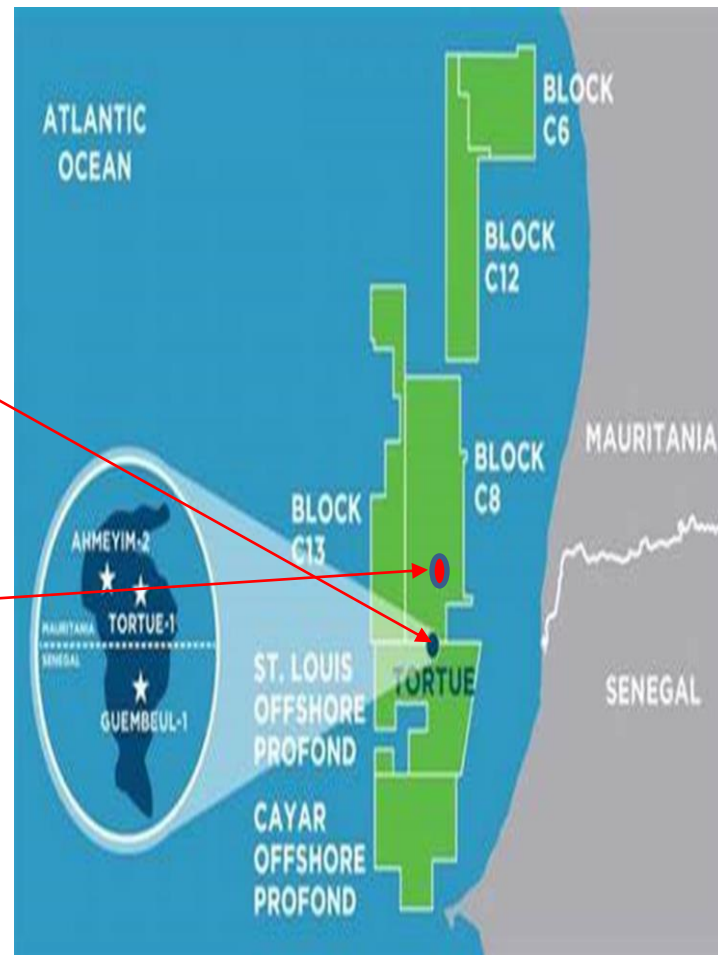
1. モーリタニア・セネガル国境沖海底ガス田開発

Grand Tortue Ahmeyim (GTA)

- 15 TCF(兆立方フィート、約4,500億m³)の埋蔵量
- 2018年2月のモーリタニア・セネガル政府間協力合意により、企業の採掘利権配分率が決定。
 - ⇒ (モーリタニア側) BP: 62%、KOSMOS: 28%
 - モーリタニア炭化水素・炭鉱資産会社 (SMHPM): 10%
 - ⇒ (セネガル側) BP: 60%、KOSMOS: 30%
 - セネガル石油会社 (Petrosen): 10%
- 2023年末から年間約250万トンのLNGを生産予定(フェーズ1)。
- 生産開始予定の2023年四半期～2025年を第1フェーズとし、以後は1フェーズ4か年の計画。

2. BirAllah

- 100%モーリタニア海域内に属する(GTAから北約60キロに位置)。
- LNG年間生産量は約1000万トン、推定埋蔵量は50TCF。
- 2020年10月に開発・生産分与契約に署名
 - ※ Block C8の利権配分率: BP(59.2%), KOSMOS(26.8%), SMHPM(14%)
- 2025年までの最終投資判断(FID)を見据えて、BP等が詳細調査中。
- GTAの規模・収益を凌駕する見込み。



IV. 経済 vi. 天然資源(鉄鉱石、金等)

1. 鉄鋼石

- タザディット(Tazadit)鉱山/ズエラート市近郊
- 政府収入の22%、GDPの9%、輸出の32%を占める主要産業(2022年)
- 推定埋蔵量は15億トン超。近年の鉄鉱石価格の高騰により、順調な収益を確保。2022年は約1300万トン以上を生産。
- 経済的に重要なため、軍や憲兵隊等も配備され、治安レベルは高い。一方、SNIM労働者のデモがヌアディブまで拡大したり、殺人事件もまれに発生するため単独行動や夜間外出は要注意。
- モーリタニア鉄鋼公社(SNIM) 1974年設立(1952年設立のMines de Fer de la Mauritanieを国営化)
 - 年間生産高: 1200~1300万トン(2024年に1800万トンへの増産目標(2020-2026期戦略文書))

2. 金

- タジヤスト(Tasiast)鉱山/シャーミ(Chami)町近郊 ⇒ ゴールド・ラッシュ中
- 推定埋蔵量は約2,500オンス。
- Tasiast Mauritania社(加KINROSS社運営)が、毎年約11トンを産出。(2020年406,509オンス→2021年170,502オンス)

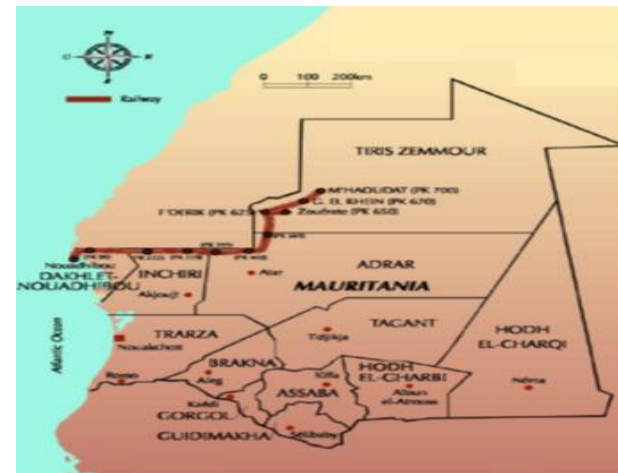
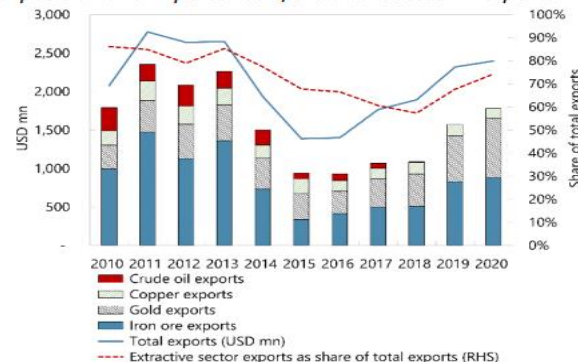
3. 銅

- モーリタニア鉄鉱山公社(MCM)が毎年約3,000万トンを産出(インシリ州)。

4. その他の鉱物資源及び推定埋蔵量

ウランウム: 5,000万オンス / 石膏: 100億T / リン鉱石: 1億6,000千T

Composition and importance of extractive sector in exports



輸出先国	輸出力(kt) (%)
オーストラリア	849 (6.7%)
中国	8,378 (66.0%)
欧州	2,565 (20.2%)
日本	898 (7.1%)

IV. 経済 vii.再生可能エネルギー

【モーリタニアのポテンシャル】

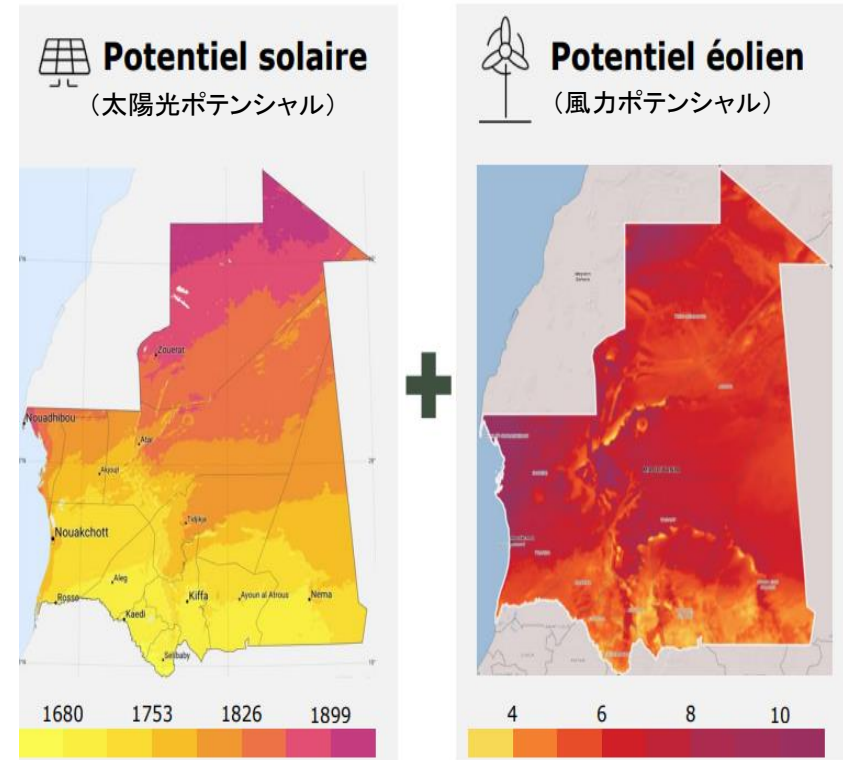
- ガス王ニ大統領「モーリタニアの再生可能資源量は4,000GW、そのうち500GWが最も厳しい技術・環境規制を遵守しながら開発可能である。」とCOP27で発言。再生可能エネルギー産業は急速な成長を見せている。モーリタニア炭化水素公社(SMH)によれば、モーリタニアは、MSGBC国の中で、一人当たりの再生可能エネルギー生産量が最も多い。
- モーリタニアの太陽光発電能力は約2,000kWh/m²、沖合風力は秒速9m。700kmに及ぶ長い海岸線は風力発電の利用を可能にする最適な風速を提供し、非常に暑乾燥したサハラ気候は太陽・風力エネルギーの生産に適している。グリーン水素の低コスト生産国になりうる**地理的優位性**。IRENAは、モーリタニアを太陽光・風力エネルギー開発に完全に適した土地であると評価(参考:IRENA, zones adéquates pour les énergies solaire et éolienne à échelle industrielle en Mauritanie, juin 2021.)。

【モーリタニア政府のコミットメント(NDC)】

- 二酸化炭素排出量を2018年比11%削減。2030年までに温室効果ガス排出量を92%削減し、総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を60%まで高める(現状40%)。

【各国企業の取り組み】

- 豪CWPと400億ドル規模の「AMAN」事業に合意(2021年5月)。
 - ヌアディブ、インシリ州に太陽光発電プラント(30GW)を建設、年間170万トンのグリーン水素、同1,000万トンのグリーン・アンモニアの生産を目標。2030年までの操業開始を目指す。
- 英Chariot「NOUR」事業に合意(2021年9月)。
 - 大西洋沖合・砂漠地帯に太陽光・風力発電プラント(10GW)の建設。2030年までに70万トンのグリーン水素生産を目標(現在、F/S初期段階)。推定投資額200億ドル。
- 加KINROSS社はTasiastの金鉱山に太陽光発電所を建設
 - 34MW(サイト内エネルギー消費量の20%相当)の電力生産を目標。
- SNIMはヌアディブの風力発電(4.4MW)、ズエラートの太陽光発電(3MW)を建設予定。



V.投資環境 i. 現状・課題

投資環境整備の現状&課題

- 投資法の改定(2012年)
- ヌアディブ経済特区の改革(規模縮小へ)
- 中小企業の資金調達アクセスの改善、競争政策への改革
 - グループ企業の多くが銀行を保有。中小企業の資金調達(銀行融資)が困難
- 人材育成と雇用機会のギャップ、商業司法制度の脆弱性
- 経済インフラ(電力、水、インターネット環境(4G))の強化の必要性、デジタルテクノロジーの普及・活用

モーリタニア投資促進庁 (APIM: Agence de Promotion des investissements de Mauritanie)

- 2021年2月創設。投資促進の分野で国家政策を実施する公的行政機関。
- 創設以来、1万以上の起業をサポートし、総計10億\$以上の投資事業を認可。
- 2022年には、約270億MRUの投資事業(15の海外企業、37の認可プロジェクト含む)。
- 2022年12月、国際女性会議WAW!へ参加のため訪日したラム長官は、日本で史上初となる「モーリタニア投資セミナー」を開催。



起業手続単一窓口 (Guichet Unique: ワンストップサービス)

- 投資・起業活動に関するあらゆる手続きを担う窓口。現在、ヌアクショット及びヌアディブ経済特区の2か所。同窓口で可能な手続きは、起業申請、企業インフラ設備の建設許可申請、仲介業務サービス企業の紹介、投資家への助言等。
- ヌアクショット事務所では、同窓口への申請から最長48時間、ヌアディブ経済特区では、最長5日間で起業可能。
- 商業登記簿への会社の登録、税金、国家社会保障基金に関するすべての手続きを実施する責任。
- 2023年第一四半期には、2031の企業が起業(2021年は4829、2022年は4541)。

V. 投資環境 iii. 投資法・ヌアディブ経済特区

投資法 (現行法は2012年策定。)

●国内資本、外国資本及び混合資本によるものに区分されているが(第1条)、内外差別はない。また、外国資本による土地所有、譲渡、物資調達に制限はない。さらに、外国企業による公共事業への入札も可能(第10条及び第11条)。

●設立3年以内の中小企業(10名以上の直接被雇用者を有し、かつ、投資額5千万～2億旧ウギア(約2,000万円～8,000万円))は事業税免除。3年以降も輸入税は3.5%(その他税関で徴収される税は右に該当せず)(第16条及び第17条)。

ヌアディブ経済特区 (2013年～)

●所得税:最低15%、優先企業の外国人労働者のみ最大20%。

●非関税品:外国市場向け輸出製品

(ただし、特定の生活必需品、水産物、石油製品、中古車及び部品は対象外)。

●収益税:当初7年間は免税。8年目～15年目までは減税措置(7%。ただし、商業及び工業関連企業が対象)。16年目からは25%。

●資金移動の自由:技術移転、技術支援、外国でのサービス及び製品購入のための送金、輸出入等の精算時の資本取引等は送金制限を受けない(モーリタニア中央銀行(BCM)の許可不要)。

●管理費:認可済み企業の事業のみに適用。原則、同事業の売り上げの2%。ただし特区内の優先開発事業に従事する企業は0%。

●130社以上が認可取得(内3/4はモーリタニア企業、1/3は外国企業(中国、スペイン、トルコ、モロッコ、UAE等、20か国以上が参入))

⇒2020年9月30日、経済大臣は同特区の改革を発表。

3つの軸:①既得権益活動の排除、②認可申請の厳格化(現実的な付加価値をもたらす活動を重視した事業の優先的選定)、③ガバナンスの見直し及び特区の領域の縮小(期待されていた成果を出せていないため、政府は同特区の縮小化の検討を開始)。2023年3月29日、閣議に付されたものの、与党・ヌアディブ市間の意見の相違もあり具体的な改革は進んでいない。



V. 投資環境 iv. 税制(1)

一般税規定 (Code Général des impôts、2023年)

法人税 (Impôt sur les sociétés)

- 500万MRU以上の純利益の企業に課税。課税対象純益の25%又は課税対象物品(課税所得JICA)の2%。
- 手工業: 毎月、前月の総輸出額の純商業価値に基づいて源泉徴収される。加工工場を持つ工芸品輸出業者の場合、輸出総額の1%。加工工場を持たない小規模輸出業者の場合、総輸出額の1.2%。
- 漁業部門: 魚介類(魚粉を除く)を輸出する企業に適用。前年度の総漁獲高に対して毎年財務省が算出。

個人事業利益税 (Impôts sur les bénéfices d'affaires des personnes physiques : IBAPP)

- 工業・商業・手工芸収益税 (Impôt sur les bénéfices industriels, commerciaux, artisanaux : BIC)に代わるもの。
- 年間売上高が300万MRU(1MRU=約4円)以下の場合、純利益に対して3%(※年間売上高が300万MRU以上の場合は課税対象純益の30%又は課税対象物品の2.5%)。

給与・所得税 (Impôt sur les traitements, salaires : ITS)

- 雇用主/労働者がモーリタニアに居住しているかに関わらず、モーリタニアでの活動によって同国内で支払われる給与及び諸手当等に課される累進課税。月額報酬が、9,000MRU以下の場合15%、9,000MRUより大きく21,000MRU以下の場合25%、21,000MRUより大きい場合40%。

不動産所得に係る税 (Impôts sur le revenu des capitaux immobiliers : IRCM)

- 企業や法人が分配する所得、債権、預金、保証、当座預金からの所得(配当、利息など)に適用。

自動車税 (Taxe sur les véhicules à moteur)

- モーリタニアで登録または通関された免税対象外の車両の所有者が支払うもの。
- エンジン出力や車両の使用状況により課税。

付加価値税 (Taxe sur la valeur ajoutée : TVA)

- 標準税率: 16%、石油ガス・炭化水素の販売、船舶関連機材の販売、パン・牛乳等は免除。

V. 投資環境 v. 税制(2)

関税制度

- 関税品目録はWTOの制度に基づく。
- 関税(輸出入税)に加え、輸出入品につき1%の固定納付金が税関にて徴収される。

<輸入税>

- 輸入品は申告が必要。税関申告書に加えて、商業書類(インボイス等)、輸送関連書類、要すれば衛生・植物検疫証明書の提出が求められる。
- 5千米ドルを超える輸入には仏認証企業SGS(Société Générale de Surveillance)の検査対象となる。
- 従価税方式。輸入者がインボイス原本を提示しない場合、モーリタニアの現地市場価格を基準とした適正価格が課税基準価格となる(※ただし、中古車は例外的に財政法(毎年更新)で決定される最低輸入価格を基準とする)。
- 輸入税: 輸入品目に応じて、4種の税率(0%、5%、13%、20%)が存在。
 - (例) 0%: 基礎食料品、医薬品等
 - 20%: 水産物、菓子、香水等
- 以下の場合には関税や輸入税の免除・減税が適用される。
 - 特定企業(SNIM、SOMELEC等の国営企業)
 - 投資法上の免税・減税適用対象
 - 開発協力援助
 - 外交免除
 - その他の免除及び例外的な免除

<輸出税>

- 輸出品は要申告。
- 対象: 肉類(原則20%、鶏肉は13%)、魚類(一部魚種を除き20%)や一部の鉱物(鉄・金・銅は5%)等。

V. 投資環境 vi. 労働法

労働法(Code du Travail, 2004年制定、以降改正・修正あり)

- 2年以上の期限付き雇用契約(有期契約、更新含む)を締結することはできない。ただし、モーリタニアに居住していない外国人労働者の場合、最初の滞在は30ヶ月、その後の滞在は20ヶ月間の契約が可能である。(第17条)なお、3ヵ月以上居住し、雇用契約を締結する場合にはビザ申請が必要(第18条)。
- 両当事者により期間が合意される等の有期契約の定義(第15条)に該当しない場合は、無期契約とみなす(第22条)。無期契約は、両当事者の合意、重大な過失、定年等の理由がない限り、解除することはできない(第44条、第51条)。
- 国立産業医学公社(ONMT:Office National de la Médecine du Travail)が認める事故・病気等による休職中(最大6ヵ月)、労働者は、50%を上限として契約上の利益を受けることができる(2022年改正、第38条)。
- 出産に際して、勤務の中断が契約違反の原因とみなされることなく、いかなる女性も、出産後の8週間を含む連続14週間、勤務を中断する権利を有する(第39条)。14歳以下及び義務教育の子どもは、就業することはできない(第153条、例外あり)。女性と子どもの夜間休息は、少なくとも連続12時間以上でなければならない(第165条)。
- 法定労働時間は1日8時間、週40時間(第170条)。農業分野は、年間2400時間。これを超える場合には、労働協約、省令等で定められた追加賃金を支払わなければならない(第172条)。毎日、10時間以上の間隔を開けなければならない、(第173条)、週6日間勤務させることは禁止されている(第174条)。
- 12ヶ月間以上の実働以降(第178条)、年齢・勤続年数により、1ヵ月あたり1.5日から3日の有給取得が可能となる(第180条)。なお、休暇は12日間以上連続で取得することはできない(第186条)。また、労働者が有給休暇の権利を取得する前に契約解除または契約満了した場合、残有給数に基づいて計算された補償金を休暇の代わりに付与しなければならない(第189条)。有給消化中の兼業等は禁止(第390条)。
- すべての労働者は、出身地、性別、年齢、地位にかかわらず、同一賃金を受ける権利がある(同一労働同一賃金)(第191条)。なお、18歳未満の労働者に適用される減額率を定めることができる(第195条)。労働協約が規定しない限り、出来高払い禁止(第198条)。遠隔地勤務、出張の場合には手当が必要(第200条)。

V. 投資環境 vi. 労働法

労働法(Code du Travail, 2004年制定、以降改正・修正あり)

●雇用地の出身者でなく、居住地を持たない永続的労働者が、自力で十分な宿泊施設を得ることができない場合、雇用主は宿泊施設を提供する義務を負う(第203条)。さらに、労働者が自らの手段で、自分自身と家族のために必要な食料品を定期的に入手できない場合、雇用主はそれを提供する義務を負う(第204条)。対象は労働大臣により決定。

●賃金は、労働協約、政令、規則、法律により規定される最低限度に準拠した当事者の合意により、決定されるものとし(第193条)、モーリタニアの法定通貨で、支払わなければならない(第216条)。日給の場合は15日、月給の場合は1ヵ月を越えない間隔で支払わなければならない、給与の受給資格を得た月の末日から8日以内に行わなければならない(第219条、第220条)。

●雇用者は給与明細書を発行しなければならず、労働大臣が決定する内容が記載される必要がある(第221条)。賃金の支払い等の償還追及は、2年経過後に時効となる(第230条)。

●企業は、従業員に対して医療サービス(健康診断を受診させること、体調不良時の医療機関の確保等)を保証しなければならない(第254条及び第257条)。→ CNSS(National Social Security Fund), CNAM(Caisse nationale d'Assurance Maladie)への登録等。

●労働組合の団結権は、自由に行使されるものとする(第266条)。同一の職業を営む者は、自由に職業別労働組合を結成することができる(第268条)。ただし、公務員は不可。(第270条)

●紛争解決:労働裁判所に訴訟を提起する前に、雇用者又は被雇用者は、労働監督・管理官又はその法定代理人による調停に付すよう要求しなければならない(第292条)。労働裁判所は、法務大臣及び労働大臣の共同で、政令により設立される(第300条)。労働裁判所及び控訴裁判所並びに最高裁判所の訴訟手続は無料(第309条)。

●ストライキは、10労働日より前に書面による予告通知がある場合にのみ合法とする(第358条)。

●雇用募集・採用:規模にかかわらず、雇用しようとする者は、労働監督局に申告しなければならない(第385条)。

Annex 1 査証(ビザ)・入国関連情報

●在京モーリタニア大使館は存在するが、査証発給していないため、日本からの渡航の場合、到着時にヌアクショット国際空港にて入国査証(アライバルビザ)を取得。

●「ヌアクショット国際空港」、「ヌアディブ国際空港」、「セネガル国境の入国管理局(ロツ市及びディアマ市)」等において入国査証を発給(現金のみ、2,000MRU、55ユーロ、60米ドル)。

●西サハラ側の同地域は、多くの地雷が未撤去であり、イスラム過激派組織が活動しているとも言われていることから、危険であり、西サハラ経由での入国は控えるべき。

●入国時におけるコロナワクチン接種証明書あるいは陰性検査証明の提示義務は撤廃(2023年3月29日)。ただし、到着時にコロナ関連症状(発熱、咳、呼吸困難、くしゃみ、倦怠感等)を有する者は、PCR検査(RT-PCR)を受検する必要がある。

●2023年5月現在、ヌアクショットを結ぶ空路は国内3都市、海外13都市。
【国内】ヌアディブ、ズエラット、ネマ
【海外】ラスパルマス、パリ、イスタンブール、チュニス、カサブランカ、ダカール、バマコ、アビジャン、コナクリ、コトヌー、リーブルビル、ポント・ノワール、ブラッサビル



注意点

●空港での荷物チェックが年々厳しくなっており、全荷物のX線検査が義務づけられている。

輸入禁制品(アルコール、豚肉、麻薬、ポルノ、火器等)。

●アルコール類(ビン)の持込みが疑われる場合、荷物の開披を求められることがほとんどであり、没収されたアルコール類は返却されない。罰金制度あり。

●出国時のウギア貨持ち出しに制限がある(原則1,000ウギア以上の持ち出し禁止)。砂漠の砂の国外持ち出しも禁じられており、空港で没収されるケースが見られる。

Annex 2 ガズワニ政権の優先分野等

大統領就任演説で発表された優先課題(2019年8月)

- 領土の安全・安定。国軍・治安部隊のプロフェッショナリズムを強化
- 国家の連帯・社会の団結、司法制度の強化
- 公平と機会の平等を優先課題とし、貧困層・歴史的に疎外されてきた層を重視
- 雇用を重視、特に若者の雇用を創出
- 女性及び若者の活躍を推進
- 教育制度の改善(教員の養成、設備の整備)
- 水・医療・食料等の基礎的サービスへのアクセスの改善
- 文化的社会的発展を重視
- 生産性の高い多様な経済・産業により雇用と付加価値を創出、交通・エネルギー・通信インフラを強化し、競争力のある民間セクターを創出
- 行政・外交・政治におけるガバナンスの向上
- 力強い外交により国際社会との一致をはかり国家の良いイメージを強化、アラブ・アフリカのアイデンティティにより地域の調整役として平和と安定に貢献、外国投資の呼び込み
- 与野党との対話を確保・調整し、多元的で民主的な国家を建設

選挙公約実現の第一弾プロジェクト「市民のための緊急社会保障プログラム」

●2020年1月発表 総額41.6億ウギア(約120億円)の20のプロジェクト

- 13.7億ウギア(約40億円):教育インフラ:(基礎教育、中等教育、職業訓練施設整備等)
- 11.9億ウギア(約36億円):ユニバーサル・ヘルスカバレッジ、世帯直接収入改善(貧困層の医療無償化等)
- 2.7億ウギア(約8億円):選択的融資及び収入向上活動(少額融資の実施等)
- 13.3億ウギア(約40億円):インフラ及び環境の改善、国民生活環境の改善(道路や広場建設等)

⇒新型コロナウイルス感染症拡大によりスローダウン。

Annex 3 モーリタニアの投資協定・貿易協定

モーリタニアが締結している投資協定・貿易協定

- 二国間投資協定（ガーナ、カメルーン、ガンビア、モーリシャス、イエメン、エジプト、カタール、サウジアラビア、レバノン、イタリア、フランス、ベルギー、ルーマニア）
- 二国間貿易協定（アルジェリア、ガンビア、モロッコ、チュニジア、中国、クウェート、カタール、トルコ、スーダン）
- EUとのEPA（2018年）
- コトヌー協定（2000年、アフリカ・カリブ海・太平洋地域諸国（ACP）とEU間で締結）
- アラブ・マグレブ連合加盟国間の投資協定
- アラブ連盟加盟国間の投資協定
- アフリカ大陸自由貿易圏協定（AfCFTA：2019年5月発効、2021年1月運用開始）
- 西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）自由貿易協定（2017年、ECOWASとモーリタニア間で協力協定に署名）

Annex 4 モーリタニア基礎資料

面積	103万km2(日本の約2.7倍)
人口	約480万人(2022年)
首都	ヌアクショット(人口約100万人)
言語	アラビア語(公用語・国語)、各民族語(国語)、仏語(実用言語)
民族	モール(アラブ)系70%、 アフリカ系(プル族、ソニンケ族、ウォルフ族)30%
宗教	イスラム教 100%(国教)
政体	共和制(1960年仏より独立)
元首	モハメド・ウルド・シェイク・エル・ <u>ガズワニ</u> 大統領(Mohamed Ould CHIKH EL_GHAZOUANI) (任期2024年7月31日まで)
国会	一院制(上院は2017年に廃止)、176議席、任期5年
政府	モハメド・ウルド・ <u>ビラール</u> 首相 モハメド・サレム・ウルド・ <u>メルズーグ</u> 外務・協力・在外モーリタニア人大臣
GDP	86.1億ドル(2020年)、98.9億ドル(2021年)、103.2億ドル(2022年)、109.7億ドル(2023年) 一人当たりGDP:2,480ドル(2023年、IMF)
経済成長率	2022:2.4%、2023:5.3%、2024:4.3%、2024:8.7%(IMF2022)
経済	●主要産業は一次産品(漁業及び鉱業)。付加価値を付ける国内製造業の育成・振興が課題。 ●隣国セネガルとの国境線に跨がる海域で発見された大規模ガス田(GTA)は2023年末に生産開始予定。GTAを凌駕するガス田BirAllahもモーリタニア海域で発見。
在留邦人数	約20人(2023年6月時点)

Annex 5 年表

年	出来事
前1000	ベルベル系とされる諸部族がアフリカ北部からモーリタニアに移住（紀元前後まで継続）
前500	ローマ時代、アフリカ大陸の北西部地方、現在のモロッコ及びアルジェリア西部一体の地域は「マウレタニア」と呼ばれていた
15世紀-	アラブ系民族による支配
1902年	フランスによる支配の開始
1904年	フランス領
1945年	フランス連合植民地
1958年	自治宣言
1960年	フランスより独立（ダダ初代大統領：文民大統領）
1970年代初頭	大干魃、大飢饉
1976年	モーリタニア、モロッコと共に西サハラ併合（モーリタニア1/3、モロッコ2/3）、ポリサリオとの間で西サハラ紛争勃発
1978年	クーデター、特別軍事政権成立
1979年	モーリタニア、西サハラ領放棄
1984年	クーデター、タヤ参謀総長政権掌握
1989-1991年	セネガルとの国境紛争、モーリタニア・セネガル住民交換、アフリカ系将校による軍事クーデター未遂事件
1992年	大統領選挙、タヤ大統領選出
1997年	大統領選挙、タヤ大統領再選
2003年6月	クーデター未遂事件

年	出来事
2003年11月	大統領選挙、タヤ大統領三選
2005年8月	タヤ大統領不在時に軍事クーデター、軍部暫定政権発足
2007年3月	アブダライ大統領選出
2008年8月	クーデター、軍事政権発足、アブデル・アジズ将軍が政権掌握
2009年7月	大統領選挙、アブデル・アジズ大統領選出
2014年6月	大統領選挙、アブデル・アジズ大統領再選
2017年8月	憲法改正のための国民投票実施
2018年9月	国政選挙及び地方選挙、与党UPR「共和国のための連合」（現在のインサーフ（公正）党）が圧勝
2019年6月	大統領選挙、ガズワニ大統領選出（初の民主的な政権移行）
2023年6月	国政選挙及び地方選挙、与党インサーフ（公正）党の圧勝